

令和
五 年
五 條市議会第一回三月定例会会議録(第四号)

令和五年三月二十四日(金曜日)

議事日程(第四号)

令和五年三月二十四日 午前十時開議

- 第一 議第三号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議第六号 五條市立学校設置条例の一部改正について
- 議第十九号 令和四年度五條市一般会計補正予算(第十号)議定について
- 第二 議第九号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第十二号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議第十五号 五條市西吉野交流促進センター条例の廃止について
- 議第十六号 五條市大塔天辻館条例の廃止について
- 議第十七号 五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について
- 議第十八号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 議第二十号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算(第三号)議定について
- 議第二十一号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について
- 議第二十二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算(第二号)議定について
- 第三 議第五号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議第 八号 五條市ふれあい交流センター条例の一部改正について
- 議第 十一号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第 十三号 五條市消防団条例の一部改正について
- 議第 十四号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議第二十三号 令和五年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十四号 令和五年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十五号 令和五年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和五年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十七号 令和五年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十八号 令和五年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十九号 令和五年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十号 令和五年度五條市水道事業会計予算議定について
- 議第三十一号 令和五年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 第 四 同第 一号 五條市教育委員会教育長の任命について
- 第 五 推第 一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
- 第 六 発議第 二号 吉田雅範議長に対する議長不信任決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（九名）

二番 谷 勝 啓

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	太田
副市長	人見
教育長	堀内
理事	南
技監	善本
市長公室長	平己
総務部長	櫻本
危機管理監	中本
すこやか市民部長	田中
あんしん福祉部長	谷口

太田	好紀
人見	達哉
堀内	伸起
南	則行
善本	隆典
平己	富長
櫻本	茂樹
中本	賢二
田中	久美
谷口	久美

五番	吉田
六番	窪田
七番	岩本
八番	福塚
九番	山口
十番	吉田
十一番	藤富
十二番	大谷

吉田	正秀
窪田	孝
岩本	実
福塚	司
山口	耕
吉田	雅
藤富	美
大谷	龍

恵

事務局職員出席者

産業環境部長	久保雅彦
都市整備部長	石田茂人
教育部長	名迫雅浩
西吉野支所長	岡川民長
大塔支所長	吉川佳秀
水道局長	東純司
会計管理者	榮林淳子
総務部次長・財政課長事務取扱	戸野哲
事務局長	西峯久美
事務局次長	小田光章
事務局次長補佐	辰巳大輔
事務局総務係長	神農典子
速記者	柳ヶ瀬五美

午前十時零分開会

○議長（吉田雅範）ただいまから、去る九日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告があります。七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可を頂きましたので、去る二月二十二日午後二時からやまとクリーンパークにおいて開催されました、令和五年やまと広域環境衛生事務組合第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議に先立ち、午後二時から全員協議会が開催され、健康増進スポーツ施設及び吉野町一般廃棄物（可燃ごみ）の受入れ処理について説明があり、日程の確認等が行われ、全員協議会は終了となりました。

午後四時から開催された本会議では、南議長の開会の宣告に続き、管理者の東川御所市長から議会招集の挨拶があり、議席の指定及び会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日間とすることが決定しました。

続いて、議案審議に入り、「やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定」につきましては、管理者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、全員一致で可決されました。

次に、「やまと広域環境衛生事務組合情報公開条例の全部改正」につきましては、管理者から提案理由の説明があり、議員からの匿名加工情報に関する質疑に対し理事者側から答弁があり、討論はなく、採決の結果、全員一致で可決されました。

次に、「やまと広域環境衛生事務組合情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定」につきましては、管理者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、全員一致で可決されました。

次に、「令和五年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算」につきましては、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ九億五千三百十八万二千円とするもので、管理者から提案理由の説明があり、議員からの健康増進施設事業等に対する質疑に対し理事者側から答弁があり、討論はなく、採決の結果、全員一致で可決されました。

最後に、日程が追加され、提出者の植田昌孝議員及び賛成者の吉田雅範議員から提出されました議会議案「やまと広域環境衛生事務組合個人情報保護条例の制定」につきましては、提出者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、全員一致で可決され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和五年やまと広域環境衛生事務組合第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告を終わります。

次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可を頂きましたので、去る二月二十四日に奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和五年奈良県広域消防組合第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議に先立ち、午後二時から全員協議会が開催され、理事者側から、令和四年の主な消防活動の報告と消防統計及び奈良県広域消防組合の運用における業務最適化計画（グランドデザイン）の概要説明並びに「将来の奈良県消防学校の管理・運営に関する覚書」の締結について報告がありました。

本会議では、初めに管理者の亀田樞原市長から議会招集の挨拶があり、会期を一日限りとすることと決定しました。

会議録署名議員の指名に続き、議長諸報告及び管理者による行政報告があり、続いて一般質問に移り、香芝市選出の川田 裕議員から「消防組合と県との間で締結された『将来の奈良県消防学校管理・運営に関する覚書』について」、また、高取町選出の新澤良文議員から「奈良県広域消防組合職員の風紀について」質問がありました。

次に、損害賠償の額の決定の専決処分報告については、公用車による三件の事故の損害賠償額の決定と専決処分の報告があり、議案審議では、「奈良県広域消防組合個人情報保護の保護に関する法律施行条例の制定について」等の個人情報保護法の改正に伴う三議案が一括上程され、管理者からの説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について」は、管理者からの説明に対し、職員の身分等について質疑があり、討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、「奈良県広域消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」及び「令和四年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第三号）」については、管理者から説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決されました。

会議時間の延長を可決して議事を続け、「令和五年度奈良県広域消防組合一般会計予算」について、管理者からの説明に対し、経費負担、消防学校に対する負担金、公債費の残高などについて質疑があり、討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、高規格救急車、消防ポンプ自動車及びはしご付消防自動車に関する三件の「財産の取得」に関する議案が一括上程され、管理者から

の説明に対し、はしご付消防自動車の配備先について質疑があり、討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、選任理由の説明があり、質疑及び討論はなく、全会一致で同意されました。

次に、議員から四議案が提出され、初めに「奈良県広域消防組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について」は、提案者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合議会条例の制定について」は、提案者から提案理由の説明及び構成委員について提案があり、オブザーバーの導入等について質疑があり、討論はなく、原案のとおり可決されました。

次に、「奈良県広域消防組合議会規則の全部を改正する規則について」は、提案者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決されました。

本会議を休憩し、全員協議会が開催され、議会運営委員会の構成等について協議が行われ、八名の委員について、管理者選出区分から各一名と人口の最も多い第四区分にはさらに一名を割り当てることとし、区分ごとに協議が行われました。

本会議を再開し、議会運営委員会の委員については、第一区分は天理市、第二区分は桜井市、第三区分は野迫川村、第四区分は平群町と三郷町、第五区分は香芝市、第六区分は吉野町、第七区分は高取町から委員を選出することとし、議長の私から委員を指名いたしました。

その後、本会議を休憩して議会運営委員会が開催され、委員長に高取町議会の新澤良文議員、副委員長に三郷町議会の伊藤勇二議員が選出されました。

本会議を再開し、委員長から正副委員長の選任の報告を受け、併せて議会閉会中の継続審査について申出があり、了承されました。

次に、「奈良県広域消防組合議会における質問等に関する条例の制定について」は、提案者から提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決されました。

最後に、議員から要望書提出の動議があり、組合運営に係る組織体制の見直しを検討するもので、議会運営に関わるものであることから、議会事務局から、議長と協議し検討していく旨の答弁がありました。

全ての日程が終了したので、管理者から閉会の挨拶があり、午後六時十一分に本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局に保管しておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げまして、令和五年奈良県広域消防組合議会第一回定例会の報告といたします。
ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

次に、南和広域医療企業団議会の報告があります。十一番藤富美恵子議員。

〔十一番 藤富美恵子登壇〕

○十一番（藤富美恵子）議長から発言の許可を頂きましたので、去る三月二日午後二時から南奈良総合医療センターにおいて開催されました、南和広域医療企業団議会令和五年第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、監査委員から諸報告があり、続いて議案審議に入りました。

初めに「南和広域医療企業団議会の個人情報保護に関する条例の制定について」は、南和広域医療企業団議会議員全員から提出された発議議案であり、原案のとおり可決されました。

次に、「令和四年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第三号）について」は、新型コロナウイルス患者・難病患者・化学療法患者の増加等に伴う収益及び費用の増加に伴うものであるとの説明がありました。

次に、「令和五年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を百十億八千七百七十五万六千円、支出を百十億五千三百九十三万一千円とするもので、この結果、収益的収支は三千三百八十二万五千円の黒字となっていますが、一方、資本的収支は、電子カルテの更新費用とその財源に充当する企業債等により、収入で二十億一千二百八万五千円、支出で二十一億一千六百四万五千円を計上しており、支出に対して収入が不足する額一億三百九十六万円については損益勘定留保資金で補填することとしているとの説明がありました。

次に、「南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」等四本の条例については、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴い条例の制定及び改正をするものであるとの説明がありました。

次に、「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、奈良県人事委員会勧告等に基づき企業長及び副企業長の期末手当支給割合の改正を行うもので、「南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」は、地方公務員法及び国家公務員法の改正等に伴い、職員の定年年齢の段階的引き上げ等の制度を導入するための改正を行うもの

で、「南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」は、医師の働き方改革及び定年延長制度の導入に伴い適正な人事管理を行うため職員定数の引上げを行うものであるとの説明があり、慎重審議を期するため、理事者から提出された全ての議案が総務委員会に付託されました。

その後開催された総務委員会で付託された九議案について慎重審議を行い、各議案とも原案どおり可決することに決しました。

また、理事者からの報告事項として、「令和四年度診療状況について」、「令和四年度決算見込みについて」の二件について説明を受け、発熱外来棟の利用方法、看護師の確保、電子カルテ共通化、通院バスの運行、産科の設置・周産期医療及び周辺道路の安全確保などについて闊達な意見交換を行い、総務委員会は終了いたしました。

その後、本会議が再開され、総務委員会に付託された九議案について採決を行った結果、原案のとおり可決されました。

次に、総務委員会から議会閉会中の継続審査事項についての申出を可決し、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和五年南和広域医療企業団議会第一回定例会の報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）以上で、南和広域医療企業団議会の報告を終わります。

○議長（吉田雅範）本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確にお願いいたします。

なお、演壇で発言される場合は新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。

○議長（吉田雅範）日程第一、議第三号、議第六号及び議第十九号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。八番総務文教常任委員会福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実）ただいま議題となりました、議第三号、議第六号及び議第十九号の三議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月八日の本会議において当委員会に付託され、十日午前十時から開会いたしました委員会において、それぞれ提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第三号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、定年年齢の段階的な引き上げや役職定年制が導入されるに当たり、関連する各条例の文言の整理等、所要の改正を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、対象となる職員をただしたのに対し、「正規職員のみである。」との答弁があり、委員から、管理監督職務上限年齢制の導入では、課長補佐級から部長級の管理監督職員のみが係長・主査級に降任となるのかをただしたのに対し、「課長補佐級以上の管理職が係長・主査級に降任となる。」との答弁があり、委員から、定年前再任用短時間勤務制及び暫定再任用制度導入の詳細をただしたのに対し、「定年前再任用短時間勤務制は、六十歳になった三月三十一日で一旦退職し、延長された定年年齢まで週四日三十一時間以内の勤務になる。暫定再任用制度は、定年年齢が延長していく中で、それぞれの定年年齢に達した後に、六十五歳まで再任用という形で非常勤職員として雇用するものである。」との答弁があり、委員から、退職手当の支給はどの段階で行われるのかをただしたのに対し、「退職手当の支給は、退職した年度終了後に一回でまとめて支給する。」との答弁があり、委員から、必要な財源についてただしたのに対し、「市独自の一般財源である。」との答弁がありました。

また、委員から、六十歳到達年度の給料月額を基準に退職金が算定されることだが、支払いが五年後になるのであれば上乘せがあるのかをただしたのに対し、「六十五歳までの退職した時点で退職手当は計算され、その年度終了後に支払われることとなっている。不利益とならないようピーク時特例で六十歳到達時の一番高い給料基準で計算される。」との答弁があり、委員から、定年が六十五歳になっても参与や会計年度任用職員の制度は現行どおりなのかをただしたのに対し、「現在の参与の制度は六十五歳までの雇用と年金との接続で行っており、定年が六十五歳になった時点では想定していない。会計年度任用職員については、制度に基づき雇用が行われる。」との答弁があり、本案に

つきましては慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第六号 五條市立学校設置条例の一部改正につきましては、五條市学校適正化基本計画に基づく五條市立学校の統合に伴う規定の整理を行うためのもので、五條市立北宇智小学校を五條市立五條東小学校に統合し、第二条の表から、名称、五條市立北宇智小学校、位置、五條市近内町一一五八番地を削除し、施行期日を令和五年四月一日からとするものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十九号 令和四年度五條市一般会計補正予算（第十号）議定につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ三億七千二百六十六万六千円を追加し、総額で百九十八億三千五百五十五万五千円とするもので、歳出予算補正の主な内容は、職員給与費等の追加または減額、地方交付税の追加交付などによる減債基金等への積立、指定管理施設において高騰する電気料金に対応するための指定管理料の追加、令和三年度新型コロナウイルス感染症サーフェイネット強化交付金の精算による国への返還額の確定、私立保育園の送迎用バスへの置き去り防止対策プザー設置のための補助金、令和三年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の精算による国への返還額の確定、インフルエンザワクチン接種事業、伴走型相談支援及び出産・子育て応援交付金事業の一般財源部分に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付分の充当、下水道事業会計における令和三年度赤字決算の補填を行うための繰出金等を追加するものであり、歳入予算の補正については、地方交付税において一億三百五十五万五千円を、国庫支出金において五百九十四万七千円を、県支出金において二千万円を、繰越金において二億四千六百六十二万四千円を追加し、歳出との均衡を図ったものであり、繰越明許費の補正は、火葬炉の修繕において感染症の影響により部品調達に遅れが生じたため、星のくに施設内浄化槽修繕等において積雪の影響により修繕期間が確保できなかったため、市道大津相谷線の工事において感染症の影響により資材調達に遅れが生じたため、翌年度に事業費を繰り越すものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、人事異動による追加や更正減の要因をただしたのに対し、「人員の増加または人数は変わらないが異動後の給与支給額が異なることによる。」との答弁があり、委員から、指定管理料の光熱費の単価を幾ら引き上げたかをただしたのに対し、「燃料調整費の単価が高騰し、施設による電力使用や個別の契約による単価も違うが、令和三年度と令和四年度の燃料費調整単価の差額を基礎として積算している。」との答弁がありました。

また、委員から、大津相谷線の繰越明許費において、価格が上昇する可能性がある材料調達等は完了できているのかをただしたのに対し、「材料は既に調達済みである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決

定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「五條東小学校建築物の確認調査について」、「令和五年度五條市学校給食費改定について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第三号、議第六号及び議第十九号の三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第二、議第九号、議第十二号、議第十五号から議第十八号及び議第二十号から議第二十二号の九議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。厚生建設常任委員会山口耕

司委員長。

〔厚生建設常任委員長 山口耕司登壇〕

○厚生建設常任委員長（山口耕司）ただいま議題となりました、議第九号、議第十二号、議第十五号、議第十六号、議第十七号、議第十八号、議第二十号、議第二十一号及び議第二十二号の九議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。本件は、去る三月八日の本会議において当委員会に付託され、十三日午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第九号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、民法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う規定の整理を行うもので、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の主な改正点は、①児童の安全の確保に関する計画策定の義務化、②通園バス等を運行する場合の児童等の所在の確認等の義務化等、③インクルーシブ保育（保育所等における保育と児童発達支援における支援を一体的に実施すること）を可能とするための設備・人員基準の緩和、④業務継続計画策定の努力義務化、⑤感染症、食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化の五つであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、五項目の中で既に取り組んでいるものがあるのかをただしたのに対し、「基本的には四月から取り組んでいく形になる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十二号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢の段階的な引き上げ等に関する所要の規定の整備を行うものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、退職金が支払われる時期についてただしたのに対し、「六十歳から新しく延びる定年までの期間で、退職した年度終了後に退職金は支払われる。」との答弁があり、委員から、退職して管理職から離れるが、いろいろな事情で退職金が支払われなくなることがあるのかをただしたのに対し、「懲戒免職事由等があれば退職金は支払われない。六十歳時点の定年退職分の退職金が保障されるわけではない。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十五号 五條市西吉野交流促進センター条例の廃止につきまして、五條市西吉野交流促進センターについて、利用人数の減少

や施設需要の変化を踏まえ、この施設を含め市が保有する公共施設の在り方について広く検討する意味から外部の有識者からなる公共施設のあり方検討委員会を立ち上げ、効果的、効率的な配置の在り方について意見を伺い、結果として、当施設は近隣に設置目的が重複する道の駅吉野路大塔があり、利用状況及び維持管理費用を考慮すると、これら二つの施設を道の駅に集約し、当施設については廃止することが望ましいとの報告を受け、市として、当初の事業目的の機能を道の駅に移転し、利便性の向上や機能の充実により集客力を高め、地域振興の推進と運営費の軽減を図るため施設を廃止することを決定し、本条例を廃止するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、廃止後の施設の取扱いをただしたのに対し、「建物は普通財産としての管理となる。」との答弁があり、委員から、国道は車の通行量が多く、反対側には広場もある。これらの状況を踏まえ廃止後の防犯対策をどのように考えているのかをただしたのに対し、「廃止後も、従来どおりの門扉に施錠することで大丈夫と考えている。」との答弁があり、委員から、施錠だけでは何かあった場合に十分とは言えないため防犯カメラの設置についてただしたのに対し、「今後検討していく。」との答弁がありました。

また、委員から、施設の利用希望者に対する貸出しの考えがあるのかをただしたのに対し、「当分の間は倉庫等として利用する予定である。」との答弁がありました。

また、委員から、耐用年数と耐震についてただしたのに対し、「平成九年竣工なので耐震性はあり、耐用年数は三十四年である。経済状況等の変化、行財政改革に伴うものであれば、処分しても補助金の返還がないことを国に確認している。」との答弁がありました。

また、委員から、起債が残っているのかをただしたのに対し、「起債はない。」との答弁がありました。

また、委員から、過去三年度の収益をただしたのに対し、「令和元年度の売上げが二百四十三万八千六百六十六円、令和二年度が百六十三万一千二百四十円、令和三年度が百五十五万五千五百六十六円、令和四年度が百八十五万七千七百七十五円となっております。令和元年度が四百二十万五千四百七十六円の赤字、令和二年度は三百五十五万八千九百五十四円の赤字、令和三年度が三百四十四万六千六百六十七円の赤字である。令和四年度はまだ確定していない。」との答弁があり、委員から、この施設を設置した当初の目的をただしたのに対し、「ガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意で、中山間地域の農業全般が危ないということで、都市住民との交流を目的とした施設である。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十六号 五條市大塔天辻館条例の廃止につきましては、休館中の五條市大塔天辻館の旧大塔村木材加工品等展示販売施設について、この施設を含め市が保有する公共施設の在り方について広く検討する意味から外部の有識者からなる公共施設のあり方検討委員会を立ち

上げ、効果的、効率的な配置の在り方について意見を伺い、結果として、建物の状況等から判断して改修しても使用することは難しいとの報告を受け、市として施設を廃止することを決定し、本条例を廃止するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、この施設はいつから休館していたのかをただしたのに対し、「指定管理で農産物の物販を行っていたが、平成二十三年の紀伊半島大水害以降は駐車場を被災者の仮設住宅とし、その解体後閉館したものである。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十七号 五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定につきましては、森林法に関する事務の管理及び執行を奈良県に委託するにあたり、五條市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約を制定するため、議会の議決を求めるものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、県の担当課をただしたのに対し、「森と人の共生推進課である。」との答弁があり、委員から、五條市が負担することになる奈良県フォレストに係る経費とはどのようなかをただしたのに対し、「五條市としての負担は人件費等七百六十五万一千円である。」との答弁があり、委員から、他の市町村でも同様の事務の委託があるのかをただしたのに対し、「今回フォレストが派遣される七市町村において事務の委託を進めている。」との答弁がありました。

また、委員から、伐採と造林に係る事務手続は今後どこになるのかをただしたのに対し、「県のフォレストが来たあとも窓口は市の同じところである。奈良県が旧吉野高等学校に設けたフォレストアカデミーの一期生七名が卒業することになり、五條市を含む県下七市町村に派遣される。フォレストは、伐採及び造林の届出等に関する事務だけでなく、市の森林行政に関する様々なことに従事することになっており、そのための人件費を市が負担することになる。伐採及び造林の届け等に関する事務は、市が県に委託することになるが、このフォレストが各市町村で事務の受付をし、決裁等については県で処理をする形になる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第十八号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議につきましましては、地方自治法第二百五十二条の二の二第一項の規定により、奈良県広域水道企業団設立準備協議会を設置することについて、次の規約により関係地方公共団体と協議をしたいので、同条第三項の規定により議決を求めるものであり、同項に規定する規約は、「奈良県広域水道企業団設立準備協議会規約」であり、関係する地方公共団体は、奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、磯城郡水道企業団及び奈良広域水質検査センター組

合であるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、関係する地方公共団体は、それぞれ今回の議会において議決を求めることになっているのかをただしたのに対し、「県を含む全ての二十六団体が議会の議決を必要とすることになる。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十号 令和四年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきましては、人事異動等に伴い人件費に不足が生じることから、歳入歳出予算額にそれぞれ百十七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四十二億七千九百七十一万一千円とするものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十一号 令和四年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、人事異動等に伴い人件費に不足が生じることから、歳入歳出予算額にそれぞれ百二十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を五億五千八百九十六万五千円とするものであるとの当局の説明により了承した次第であり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第二十二号 令和四年度五條市下水道事業会計補正予算（第二号）議定につきましては、令和三年度赤字決算により、令和四年度期末において資金不足が生じるため、一般会計の繰出金二千三百四十五万円について、第二条収益的収入及び支出に計上するものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、赤字になった要因をただしたのに対し、「下水道事業は、支出に対して、営業収入だけでは収入が不足するため、一般会計からの繰入金や国庫補助金などを受けて運営しているが、令和三年度末時点で、未収金、未払金を含めた単年度の現金収入に見込み誤りがあり、一般会計に繰入金を戻出し過ぎたため、予期せぬ損失を計上する決算となった。」との答弁があり、委員から、再度補正の内容についてただしたのに対し、「令和三年度の下水道会計の決算において、黒字であるとの見込み誤りがあり、一般会計に二千五百万円を戻したことで結果的に赤字決算となり、令和四年度期末において資金不足が生じるため、一般会計からの繰出金二千三百四十五万円を下水道事業会計の収益的収入及び支出に計上するための補正である。」との答弁があり、何の誤りなのかをただしたのに対し、「現金収支に見込み誤りがあったことによる。」との答弁があり、委員から、赤字の原因が先に支払ったなどの手続きの誤りであるならば、見直して工夫できないのかをただしたのに対し、「今回は、現金収入及び試算のところで見込みが間違っており、現金収支のみを計算していたことによるもので、徹底的に見直し、経営赤字決算にならぬよう、決算書の作成を会計士と共に進めていく。」との答弁

があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「未就学児医療費助成現物給付対象地域を県外に拡大について」、「五條市パートナーシップ宣誓制度の開始について」、「新型コロナウイルスワクチン接種の接種体制について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る八日に行われました議案審議において既に終了しております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言許可を頂きましたので、議第十八号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についての反対討論を行います。

奈良県の試算は、企業団になればスケールメリット、いわゆる発注の大規模化が発揮され、委託費、いわゆる維持管理費は一〇パーセント削減できると、工事費も三パーセント削減できるとして三十年間の試算をしております。

しかし、これについては大変大きな問題と疑問があるわけであります。

具体的に申し上げますと、この奈良県の試算は既に広域化しております群馬東部水道企業団、また、かずさ水道広域連合企業団、さらに香川県広域水道企業団の計画値を参考にしたものでありますけれども、今申し上げます三つの企業団の初めの計画と実績を明らかにしております。

群馬東部水道企業団は、当初維持費の計画は一一・六パーセント縮減できますととなっておりますのですけれども、実際この計画どおり実施された実績は六・三パーセントしか縮減できなかったということになっております。しかし、奈良県は一〇パーセント縮減できると、こういうふうな今回の広域計画については表明しているわけですね。

そしたらもう一つの、かずさ水道広域連合企業団はどうであったのかと言いますと、維持管理においては当初の計画は一〇・三パーセント縮減できるとなっておりますけれども、実際に広域化してやったその実績は幾ら削減できたか明らかになっていないわけです。

そしたら、もう一つは香川県広域水道企業団のほうはどうかと言いますと、維持管理において当初の計画は公表しておりません。また実績も公表しておらないという状況になっているわけですね。

したがって、奈良県が企業団になれば維持管理費は一〇パーセント削減できる、工事費も三パーセント削減できるというのは、先行した三つの企業団の実績から言えば大きく膨らんでいると、そういうことであります。これがこの広域計画の一番大きな問題点であり、県の計画したとおりに進めることができるのかということについての一番の疑問点であるわけですね。建設費のメリットも三パーセント削減できるとしてありますけれども、いずれも先行した三つの企業団の状況は今申し上げました維持管理費とほぼ同じで三パーセントも削減できておらないというのが奈良市の調査の結果であるわけであります。

もう一つの大きな問題点を明らかにしますと、この奈良県の計画は、二〇一八年に成立した国会での改正水道法に基づいて進められているわけでありますけれども、この国で可決されました改正水道法は、水道の当面の広域化とその後には民営化を行うという、道筋をはつきりつけた法律になっております。

したがって、奈良県知事が私の代では民営化については考えておらないと、この間議会で答弁しておりますけれども、企業団になれば企業団の判断となりますので、この法律に基づいて民営化を進められる場合もあるという、こういうもう一つの重要な問題点、疑問点があります。

皆さん方も御存じのように、奈良県は広域化企業団設立前に出してきた案といたしましては、水道事業への官民連携方式、コンセッション方式の導入をしようとした。しかし、既に導入したフランス、ドイツ、アメリカ等では水道料金が高くなって、水質が悪化して、現在元の公営に戻しているという状況であります。そういう状況の中で、今度はまた民営化を道筋としている国の法律に基づきまして、今回の広域化を計画してきているわけであります。

そのほか、この計画の問題点は、やはり井戸とか、ため池を水源としている自治体が、葛城市はもちろんのこと、そのほか大和郡山市でも、そのほかにもありますけれども、これらの大切な資源をほぼなくして県の浄水場で対応するというふうな計画になっておりますけれども、去年、一昨年でしたか、和歌山市の水道本管の事故で十日ぐらいにわたって水道水が市民に供給できなかつたというふうなことを考えるならば、やはり地震の多いこの奈良県にとつても大変将来心配されることではないかというふうに思います。

そして長年、水道業者とは協力関係にありますけれども、現在の奈良県の水道業者との協力関係についての答弁では、まだまだ現在のような水道業者との協力関係になるのかどうか、その辺も大変心配な点が残るわけであります。

以上、申し上げましたような理由を持ちまして、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についての議案に対しての反対討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田雅範）次に窪 佳秀議員の発言を許します。六番窪 佳秀議員。

〔六番 窪 佳秀登壇〕

○六番（窪 佳秀）議長から発言の許可を頂きましたので、議第十八号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、奈良県内の二十六団体が広域に連携して基盤強化を図り、水道企業団として、安全で安心な水道水を持続的に供給することを目的として、企業団設立準備協議会を設置することについて、関係地方公共団体と協議を行うためのものであります。

これまでも、理事者側からは、全国的に給水収益の減少、管路の老朽化、ベテラン職員の減少と技術ノウハウの喪失などに窮しており、奈良県内においても同様に、水需要の減少に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、関係団体がそれぞれに直面する課題に対応する必要性に迫られており、本市においても同様で、給水収益の減、施設の老朽化、職員の減少、一般会計からの繰入金などの課題を抱えているとの報告を受けています。

この議案は、これらの課題に対応するために、連携して広域で水道の老朽化対策等を通じた基盤強化を図ることにより、住民に安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給しようとするものであり、本市においては、奈良県で広域に連携して一体化する動きに参加する方が、単独経営するよりメリットがあるとの説明を受けています。

本議案に対する、厚生建設常任委員会における審査の結果は、全員一致で「可決すべきもの」でした。本議案については、反対する理由はなく、進展を見守るべきと考えることから、委員長の報告のとおり、本議案は可決すべきものと考えます。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げまして、議第十八号に関する私の賛成討論といたします。ありがとうございます。

○議長（吉田雅範）以上で討論を終結いたします。

これより議第十八号、奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてを採決いたします。なお、この採決は起立により行います。

本案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）賛成多数であります。よって本議案は原案のとおり可決されました。

次に議第九号、議第十二号、議第十五号から議第十七号及び議第二十号から議第二十二号の八議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長の報告がありましてとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本八議案は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田雅範）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、十一時二十分まで休憩します。

午前十一時九分休憩に入る

午前十一時十九分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま発言頂き、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、演壇で発言される場合は新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。

○議長（吉田雅範）次に日程第三、議第五号、議第八号、議第十一号、議第十三号、議第十四号及び議第二十三号から議第三十一号までの十四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、予算審査特別委員会に付託し、御審査を頂いておりますので、委員長に報告を求めます。予算審査特別委員会岩本孝委員長。

〔予算審査特別委員長 岩本 孝登壇〕

○予算審査特別委員長（岩本 孝）ただいま議題となりました、議第五号、議第八号、議第十一号、議第十三号、議第十四号及び議第二十三号から議第三十一号までの十四議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、去る三月九日の本会議におきまして、令和五年度の各会計予算案及び予算関連議案について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。委員には、大谷龍雄議員、藤富美恵子議員、山口耕司議員、福塚 実議員、窪 佳秀議員、吉田 正議員、谷 勝啓議員と私、岩本 孝の八人が選任され、本会議散会後の委員会におきまして、委員長に私、岩本 孝が、副委員長に吉田 正委員がそれぞれ互選されました。

次に、審査日程、審査順序及び審査方法等について協議の結果、審査日程については三月十四日、十五日及び十六日の三日間とすること、並びに審査順序及び審査方法等について協議を行った結果、初めに予算関連議案について提案者の説明を受け審査を行い、次に給与費関係の審査、次に、部局ごとに一般会計歳出予算の審査を行い、特別会計、企業会計を所管する部局は、特別会計、企業会計の歳入歳出予算の審査を併せて行い、次に、一般会計歳入予算の審査を行い、最後に総括質問を行うこととしました。

以下、十四日の午前十時に開会いたしました本委員会の質疑の概要と審査の結果を報告いたします。

初めに、議第五号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、学校等における保健管理に関する指導に従事する校医師及び校歯科医師の報酬額を改正し、また、家庭相談員、国民健康保険税徴収嘱託員及び介護保険料徴収嘱託員の規定を削除するため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、質疑はありませんでした。

次に、議第八号 五條市ふれあい交流センター条例の一部改正につきましては、五條市ふれあい交流センターの浴場を利用する者の使用料の納付及び減免について明記するため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、委員から、現在の使用料及び関係者への事前説明の有無をただしたのに対し、「現在も使用料を頂いており、改正内容については浴場委員会、地域の方に御承認を頂いている。」との答弁がありました。

また、委員から、利用者数をただしたのに対し、「令和三年度の浴場利用者数は一万百三十名、令和四年度は令和五年一月末時点で八千七百六名となっている。二階の利用者数は、令和三年度二千五百三十七名、令和四年度は令和五年一月末時点で一千二百七十一名に利用頂いている。」との答弁があり、委員から、収益をただしたのに対し、「令和三年度の入浴料は二百六十二万六千八百円、令和四年度は令和五年一月末時点で二百二十七万一千五百十円である。」との答弁があり、委員から、減免の条件をただしたのに対し、「地域の方の交流を深めるため、市が催物をする場合には開放したいと考えている。」との答弁がありました。

次に、議第十一号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産育児一時金の金額が改正されたため、出産育児一時金の支給額を四十万八千円から四十八万八千円に改めるものであるとの当局の説明があり、質疑はありませんでした。

次に、議第十三号 五條市消防団条例の一部改正につきましては、五條市消防団における団員数が、条例に定める定数と現状の団員数が乖離しており、定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、委員から、現在の消防団員の実数をただしたのに対し、「実数は五百六人となっている。」との答弁があり、委員から、各分団への定数の割り振りについてただしたのに対し、「各分団の定数を定めたものではなく、昔から分団で人数を確保していたが、自然減というのが現状である。」との答弁がありました。

また、委員から、今後、若手が減少していく中での消防団員の確保についてただしたのに対し、「市庁舎の電光掲示板や市内十数か所の大型店舗等にも協力を依頼し、芸能人を使った消防団員募集の案内ポスターを掲示して若手消防団員の募集を強化している。」との答弁がありました。

また、委員から、消防団員の人数、住所、氏名の確認を毎年しているのかをただしたのに対し、「入団時に確認して台帳で管理している。」との答弁があり、委員から、消防団員の年齢制限についてただしたのに対し、「入団時に十八歳以上四十五歳未満となっている。」との答弁がありました。

次に、議第十四号 五條市消防団員の報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、消防庁より示された年間報酬及び出勤報酬に係る基準額に準じた見直しを図るため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、委員から、消防庁から示された最低年間報酬額をただしたのに対し、「年間報酬として三万六千五百円である。」との答弁があり、委員から、他市の事例をただしたのに対し、「県下で最低年間報酬を満たしていない市は、五條市、桜井市、宇陀市であり、一番高い葛城市は出勤報酬を含み十四万四千円である。また、連携協定を結んでいる橋本市は三万六千五百円、河内長野市は四万五千六百円である。」との答弁がありました。

また、委員から、機関員手当が三千円から一千円に減額となる理由をただしたのに対し、「機関員手当は、緊急走行を行った場合に運転手に対して支給されるものであり、近隣への出勤が多いことから、一回の出勤につき往復で一千円に改正した。」との答弁がありました。

また、委員から、消防団員の報酬について、分団本部が全部回収していたことなどで問題になった地域があるが、指導をしているのかをただしたのに対し、「全て個人口座へ振り込んでおり、そのようなことがあれば指導する。」との答弁があり、委員から、水防、火災、警戒、捜索の場合、一日につき八千円とあるが、何時間でもその金額かをただしたのに対し、「消防庁が示す基準によると、八時間を超えた場合も一日八千円となっている。」との答弁がありました。

次に、一般会計及び特別会計並びに企業会計における給与費の審査を行い、委員から、会計年度任用職員についてただしたのに対し、「以前の制度では、臨時職員、パート職員といった非正規の職員である。」との答弁がありました。

次に、部局ごとの審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。
初めに、市長公室についてであります。

一 買物支援事業委託料について、市外の方への対応をただしたのに対し、「買い物に来られることを拒むものではないが、同時に実施する暮らしサポート事業の対象には想定していない。」との答弁があり、委員から、事業の対象地区をただしたのに対し、「市街地から遠く離れている大塔地区と西吉野宗松地区の一部で、買物支援事業を含む暮らしのサポート事業を関係各課が連携して実施する。」との答弁がありました。

- 二 ならコープとの協定及び事業の継続についてただししたのに対し、「生活協同組合ならコープと買物支援など、地域活性化に向けて連携して取り組む包括連携協定を締結。一年間協定を実施し、双方異議がない場合は引き続き継続するものとなっております。本年度、実証事業を実施し、次年度以降のより良い事業の構築と事業の継続実施に向け取り組む。」との答弁がありました。
- 三 大塔ライフハウスの職員の見守り、保健師による健康相談事業などの所管課及び担当の職員数をただししたのに対し、「企画政策課の四名の職員で全体的な取りまとめを行う。」との答弁がありました。
- 四 ふるさと五條市応援寄附金業務委託料はどこへ委託しているのかをただししたのに対し、「株式会社アースコーポレーションと株式会社さとふるである。」との答弁がありました。
- 次に、総務部、選挙管理委員会についてであります。
- 五 施設管理業務委託料をただししたのに対し、「庁舎の総合管理業務である。現在、株式会社文政と令和五年十月までの契約である。十一月以降の新たな入札を行うための予算と両方を計上している。駐車場の交通指導案内等の業務は入っていない。」との答弁がありました。
- 六 中心市街地整備調査業務委託料をただししたのに対し、「イオン五條店を中心とする市内全域のまちづくりについての調査業務で、民間と連携する場合に行政コストがどの程度削減可能かについての検討、民間施設と複合的に整備することが可能な公共施設の調査を考えている。プロポーザルで業者の選定を行う。」との答弁がありました。
- 七 市外の公共ホール等利用助成金をただししたのに対し、「令和四年度は四件の申請があり、六万一千三百円を助成している。四件とも音楽の発表会で、御所市のアザレアホールを利用された。」との答弁がありました。
- 八 封入封緘機購入費をただししたのに対し、「郵便物等の封入封緘を自動で行うもので、郵便ごとに封入内容が異なる場合についても対応が可能な装置で、事務効率の向上を図る。大きさは幅が六十センチメートル、長さが三メートルで、総合案内横の仕分室への設置を考えている。保守料は年間百七十万円程度必要になる。」との答弁がありました。
- 九 郵便料金計器購入費をただししたのに対し、「封入封緘機と連動しているものではない。郵便物の形状や重量を感知し、その料金を自動で算出する装置で、切手貼付が不要となるなど事務効率の向上を図る。」との答弁がありました。
- 十 ライブカメラ保守点検業務委託料をただししたのに対し、「ライブカメラは四か所あり、一部映りが悪いところについては機器の交換や設置場所などを検証のうえ検討する。」との答弁がありました。

次に、公債費及び予備費については、質疑がありませんでした。

次に、危機統括室についてであります。

十一 自衛隊コンサート開催等委託をただしたのに対し、「陸上自衛隊駐屯地誘致に関し、市民の誘致の機運を高めるための事業実施に当たり、防衛協会五條支部へ委託するものである。」との答弁がありました。

次に、すこやか市民部についてであります。

十二 野原東住民センター費の修繕料をただしたのに対し、「昭和四十年代に建てられた建物だが、最近利用者数も伸びており、できるだけ修繕し長寿命化を行いたい。」との答弁がありました。

十三 心の健康相談臨床心理士謝礼をただしたのに対し、「月二回から三回の健康相談を実施しており、令和三年度実績は延べ六十七名の参加があった。」との答弁がありました。

十四 産婦人科一次救急体制整備負担金をただしたのに対し、「産婦人科未受診の妊婦の一次救急が必要になった場合、輪番の産科を受診できることになっており、実績に基づき県に負担金を支払う。」との答弁がありました。

十五 小児深夜診療負担金をただしたのに対し、「橿原市の休日夜間応急診療所に深夜の小児診療をしていただいております、中南和の各自治体が受診人数に応じて経費を負担している。」との答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計についてであります。

十六 国民健康保険税に係る証明はがきの廃止についてただしたのに対し、「年末調整や確定申告の際に証明書類を添付する必要がなく、御自身で確認・管理頂くものであること。年金受給者が多く、確定申告が不要な方が多いこと。年金からの特別徴収の場合は、年金支払者から送付される源泉徴収票で確認できることなどから、省資源化の推進及び行財政改革による経費削減の観点から廃止とした。」との答弁がありました。

次に、大塔診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、あんしん福祉部についてであります。あんしん福祉部及び介護保険特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、産業環境部、農業委員会についてであります。

十七 五條市斎場火葬等業務委託料をただしたのに対し、「委託先は村瀬炉工業株式会社、火葬業務以外に施設の維持管理業務である駐車場管

理、防火管理、消防設備管理など、建物の管理についても委託する。」との答弁がありました。

十八 狂犬病予防注射済証交付業務委託料をただしたのに対し、「令和五年度は一千二百頭の予定で、登録を頂いている犬の飼主に毎年通知している。」との答弁がありました。

十九 補助金の申請手続をただしたのに対し、「申請に必要な実施計画書、完了後の実績報告書、領収書の添付等をお願いしている。」との答弁がありました。

二十 市道改良工事に伴う移転補償費をただしたのに対し、「みどり園建設時の地域の要望事項で、北山町地内の市道上之三号線の拡幅を目的とした家屋の解体経費である。」との答弁がありました。

二十一 経営発展支援資金をただしたのに対し、「新規就農者を対象に経営発展される場合に、上限一千万円で七五パーセントを国と県が補助、残りの二五パーセントが本人負担となるもので、五名分を計上している。」との答弁がありました。

二十二 経営開始資金をただしたのに対し、「新規就農者に年間百五十万円を運転資金として融資するもので、一〇〇パーセント国費である。九名を想定している。」との答弁がありました。

二十三 ナラ枯れ被害木整備事業補助金をただしたのに対し、「被害の実態が把握できておらず、奈良県北部が中心であったものが南下している状態である。二次被害防止のための伐採費用である。」との答弁がありました。

二十四 県産材生産促進事業補助金をただしたのに対し、「間伐等の促進のため県産材の搬出費用を補助するもので、一立米当たり県が二千元、市が一千五百円の合計三千五百円補助し、五千立米を搬出する計画である。」との答弁がありました。

二十五 フォレストアー派遣負担金をただしたのに対し、「伐採届及び伐採後の造林等、また、森林関係の事業に従事していただく。」との答弁がありました。

二十六 原木購入費をただしたのに対し、「本年度からチップ材をメインとして実施しており、山主、搬出している業者等から購入する。」との答弁がありました。

二十七 備品購入費をただしたのに対し、「林産物加工施設でチップにできない枝葉等に対応するため、移動式チップパーを計上した。」との答弁がありました。

二十八 五條市観光イメージアップ事業委託料をただしたのに対し、「観光案内所での案内や電話対応が主な業務であり、SNS等での観光情

報の発信や市内外イベントへの着ぐるみでの参加などである。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、水道局については、質疑がありませんでした。

次に、都市整備部についてであります。

二十九 住宅・建築物耐震診断委託料をただしたのに対し、「負担割合は、国二分の一、県四分の一、市四分の一であり、件数は十件を予定している。」との答弁がありました。

三十 木造住宅耐震改修工事補助金をただしたのに対し、「負担割合は、国二分の一、県四分の一、市四分の一であり、件数は一件を予定している。令和三年度にアクションプログラムを策定し耐震化事業の促進を図っており、令和四年度には、耐震改修工事の補助率二三パーセントを八〇パーセントに変更したところである。」との答弁がありました。

三十一 道路新設改良事業工事をただしたのに対し、「市道大津相谷線、旧岡中線等の改良工事を計画している。」との答弁がありました。

三十二 公園管理委託料をただしたのに対し、「都市公園が二十九か所あり、緑地、緑道を合わせると計百六十五か所となる。田園地区に限らず、各地区の公園は自治会等に管理をさせていただいており、一般入札等において業者委託するよりも、安価に、きれいに管理していただいていることであったが、今後は適正価格など近年の状況に鑑みながら、委託料等について検討する。」との答弁がありました。公園ごとの委託料の内訳に関して委員から資料請求がありました。

次に、下水道事業会計については、質疑がありませんでした。

次に、教育委員会事務局についてであります。

三十三 スクールバス運行委託料をただしたのに対し、「令和五年度は運行台数が十六台、事業者は五條二見交通株式会社、株式会社野原タクシーである。利用人数は現在の想定で、五條南小学校・五條中学校の西吉野方面から八十四人、阪合部大深方面から五十八人、五條東小学校・五條東中学校の阿太方面から四十四人、北宇智校区から新規に九十三人を予定し、合計二百七十九人である。」との答弁があり、委員から、スクールバスの地方交付税算定をただしたのに対し、「バスの大きさは関係なく、一台につき約六百八十万円が交付税算入される。」との答弁がありました。

三十四 中卒者就職支度金をただしたのに対し、「市立中学校卒業の就職者に対して、一人当たり二万円の就職支度金を支給し、就職の促進を

図るものである。」との答弁がありました。

三十五 GIGAスクール運営支援センター整備事業負担金をただしたのに対し、「一人一台端末の本格的な教育活動が展開される中で、円滑な運用を支えるため、あるいは子供の学びを保障するために、奈良県域で組織的なICT運営支援体制を構築するためにセンターがつけられている。」との答弁がありました。

三十六 市史の発刊時期をただしたのに対し、「事業は令和十二年度完了を目指しており、それまでの間で市史を分冊の形式で発刊していくことを考えている。」との答弁がありました。

三十七 発掘調査業務委託をただしたのに対し、「個人の住宅建築予定地が遺跡の中にあれば、教育委員会がその土地の発掘調査を行うものである。」との答弁がありました。

三十八 まちなみ案内人委託をただしたのに対し、「まちなみ伝承館において、新町通りの重要伝統的建造物群保存地区の見どころなどを説明、紹介をする三人の委託料である。」との答弁がありました。

三十九 草刈り業務委託をただしたのに対し、「六か所の遺跡、古墳の草刈りを年に一回ないし二回予定している。」との答弁がありました。次に、議会事務局、西吉野支所、大塔支所、出納室及び監査委員事務局についてであります。

四十 おおとう元気まつり補助金について開催状況をただしたのに対し、「直近では、昨年十一月十三日に開催し、延べ百五十人の参加があった。令和五年度も十一月頃の開催を考えている。」との答弁がありました。

四十一 西吉野北総合センター費についてどのような施設なのかをただしたのに対し、「五條市立西吉野北総合センター条例で定められており、会議、集会、講演会等に関すること及び簡易郵便局の業務を実施することになっている。」との答弁がありました。

以上、一般会計歳出並びに特別会計及び企業会計の審査を終了し、委員会は延会しました。

十四日に引き続き、十五日午前十時から審査を再開し、一般会計歳入の審査を行いましたので、質疑の概要を報告します。

昨日の審査における公園管理委託料について、資料の配付と補足説明があり、委員から、委託料の算定基準及び経緯等をただしたのに対し、「過去に自治連合会等に委託をした経緯そのままでも委託をしており、積算根拠は当時のものを踏襲している。シルバー人材センターについては見積徴収、一般業者の分は積算し資料を作成している。」との答弁があり、委員から、自治会の負担が大きくなっており、委託の見直し等をただしたのに対し、「施設の老朽化や利用頻度の減少、また高齢化に伴い公園管理、自治会管理が厳しい状況を鑑み、公園全体の見

直しを今後検討する。」との答弁がありました。

次に、一般会計歳入についてであります。

四十二 民生費国庫負担金の生活保護負担金をただしたのに対し、「生活保護費の扶助費には、生活扶助費、教育扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、施設事務費、介護扶助費、そして進学準備給付金と就労自立給付金があり、これらの四分の三が国からの負担金であり、四分の一を市が支払っている。」との答弁がありました。

以上、一般会計歳入の審査を終了し、次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 墓地ごみの収集をただしたのに対し、「五條市共同墓地ごみ収集要綱を策定し、自治会等を通じ地域住民によって管理運営されている共同墓地において、高齢化や輸送手段の不足等により、管理者によるエコ・リレーセンターごじょうへのごみの搬入が困難と認められる場合、申請を頂き、市がごみ収集を行っている。」との答弁がありました。

二 市道道路舗装の現状についてただしたのに対し、「市道の総延長は七九九キロメートルである。二千万円の予算を要望しており、舗装の打ちかえの場合、一平米当たり五千円から六千円必要で、幅員六メートルの道路の場合、五八〇メートルから六六〇メートル程度可能である。」との答弁があり、委員から、道路区画線の整備状況についてただしたのに対し、「区画線が消えているところは認識しており、令和四年度は市道五條北部幹線の約二、五〇〇メートルの補修を実施した。安全な通行空間確保の観点からできるだけ早く対応したい。」との答弁がありました。

三 中学校の部活動の取組、廃部となっているクラブ活動の救済措置についてただしたのに対し、「現在、市内三中学校の部活動は延べ十三種類あり、生徒数の減少に伴い、休部あるいは廃部にせざるを得ない状況となっている。また教員の働き方改革の観点から、全国的に地域に移行していく取組が進められている。しかしながら、部活動が担ってきた役割は大きく、生徒の自主的な活動の場としても大切であることから、部活動の地域移行は令和五年度から七年度まで段階的に進め、それまでの配慮として拠点校方式をとることとし、令和五年度からは通学区域を変更することなく、市内の他の学校にある部活動に参加することが可能となる。各家庭や生徒には、新入生の保護者説明会において周知しており、今後拠点校が決定次第、新入生、在校生に対し通知を行う予定である。」との答弁がありました。

四 大雪時の孤立集落への対応についてただしたのに対し、「市道の積雪への対応は、地元に融雪剤を配布しているが、大雪に対する注意喚起

があつたとしても、障害者や高齢者の方が事前に融雪剤をまくことは困難な作業であるので、土木管理課に連絡を頂ければ、市道の除雪等について早急な対応をしてまいりたい。」との答弁がありました。

五 広域防災拠点についてただしたのに対し、「事業主体は県であるが、全面的に五條市も協力し用地買収も全て終わっている。五條市の広域防災拠点に全てを集中してやっていくという、もともとのコンセプトがあり、消防学校も含め当然そのような形の中で進んでいくと思われる。県トップが変われば話が変わる場合があるかもしれないが、今まで用地買収から協力してやってきたので、今までの流れのとおり進めていただくようお願いをしながら進めていきたい。」との答弁がありました。

六 回覧で周知する市民に対するお知らせについてただしたのに対し、「自治会未加入の市民への周知方法は、広報五條、五條市のホームページ、LINE等になる。」との答弁があり、委員から、自治会の掲示板の活用についてただしたのに対し、「掲示板は集会所近辺に設置されている場合が多いと思われる。全ての方が見に行けるかどうかは分からないが、手段として掲示板を使うことは可能だと思われる。」との答弁がありました。

七 定期監査報告での指摘事項の改善についてただしたのに対し、「要綱等の見直し、審査会を設置し一般競争入札や指名競争入札に関する審査や審査会の下部として部会を設け、四半期ごとに入札、契約の調査、審議を行い、注意喚起及び不適切事案については審査会や次長会で報告を行った上で、庁内情報システムで全庁的に共有を行い再発防止に努めている。」との答弁がありました。

八 西吉野温泉きずみ館を活用した活性化についてただしたのに対し、「今年度、市が保有する公共施設の在り方を検討する委員会、施設を継続するのであれば計画を速やかに定めること、計画を定めない場合は廃止という検討結果であつた。この結果を踏まえ今後の方針を慎重に検討しなければならない。」との答弁がありました。

九 里親制度について、五條市の今後の取組についてただしたのに対し、「里親制度は、児童福祉法第六条の四に基づく公的な制度で、県が実施主体となり、相談機関や支援機関を置いて支援を実施している。本市においても、広報五條に県の相談機関の紹介を掲載するとともに、ポスターやチラシを各こども園や学校に配布し周知活動を行っている。次年度はこれまでの取組に加え、毎年実施している子育て支援講演会で里親をテーマとした研修会を行う予定である。」との答弁がありました。

十 監査結果報告における領収書の交付についてただしたのに対し、「環境政策課では、犬の登録注射済証の手書き領収証において、領収金額を二重線で訂正したもの。ごみ袋販売の手書き領収証において、購入者が不要という意思を表したため領収証のつづりに残っていたもの。粗

大ごみシールの販売の手書き領収証において、日付を書く欄の記入が一点漏れていたものである。都市整備部の土木管理課では、領収金額を訂正していたもので、道路台帳のコピー代を二重線で訂正したもの。まちづくり推進課では、地図のコピー代の領収金額を訂正していたもの、領収証を相手方に渡していなかったものである。教育委員会では、領収証の交付について、領収印の日付が領収年月日ではなく、〇月分となっていたもの。領収印台帳を備えていなかったのは教育総務課と文化財課で、各一件発生していたものである。大塔支所では、領収証を渡していなかったものが四件であった。」との答弁がありました。

十一 庁舎内の検温器の単価と設置台数をただしたのに対し、「市内公共施設等の設置数は、本庁舎に七台、にぎわい棟に一台、保健福祉センター四台、中央公民館一台、シダーアリーナ一台、水道局一台、西吉野支所一台、大塔支所一台、星のくに一台の合計十八台である。購入金額は、一台十四万二千六百七十円から二十三万三千二百円の間である。」との答弁がありました。

十二 金剛山麓野鳥の森公園の整備状況についてただしたのに対し、「地元の小和町、久留野町、近内町自治会に草刈りや竹伐採等を委託している。地元で対応していただけない箇所については、今後その整備箇所を検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十三 新庁舎出入口から駐車場への表示についてただしたのに対し、「市道旧岡中線から本庁舎にアクセスするためには、本陣交差点側が入口となっており、田園側が出口となっている。来庁者に分かりづらいという声があることは承知しており、現在、路面に矢印を描き誘導用コーンや矢印看板を設置することで車両誘導を行っているが、逆走防止の観点から、今後も矢印等の看板を増やす工夫をし、来庁者が安全に走行できるように調査研究を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、当委員会に付託された十四議案について、慎重審査を経て、討論を省略し一括して採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定しました。

本委員会の審査日程は十六日までとなっておりますが、審査が全て終了しましたので、十五日をもって閉会しました。

以上、御報告申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（吉田雅範）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであります。ただいまの予算審査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより議第五号、議第八号、議第十一号、議第十三号、議第十四号及び議第二十三号から議第三十一号までの十四議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。予算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本十四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本十四議案は原案のとおり可決されました。

昼食のため、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三分休憩に入る

午後一時三十分再開

○議長（吉田雅範）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、演壇で発言される場合は新型コロナウイルス感染防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構です。

○議長（吉田雅範）次に日程第四、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美） 同第一号 五條市教育委員会教育長の任命について。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） ただいま上程を頂きました同第一号、五條市教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

堀内伸起教育長が令和五年三月三十一日をもって辞職されることに伴い、その後任を選任するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

後任として、井上恵充氏にお願いしようとするものであります。

同氏は、昭和六十二年から県内公立高等学校教諭として教壇に立たれ、その後、奈良県教育委員会や奈良県庁教育振興課に務められるなど本県教育行政の進展に御尽力されました。

また、県立大淀高等学校や五條高等学校の校長として通算五年間務められており、大淀高等学校では南和広域医療企業団との連携協定の締結、また、五條高等学校では市内の小・中学校との交流活動に力を入れるなど、学校間をつなぐ人材育成に取り組まれており、教育者としてその評価は絶大なるものであります。

人格も高潔で、教育及び文化においても深い見識があり、人望も厚く、教育長として適任者であります。

どうか議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（吉田雅範） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田雅範）起立多数であります。

よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）次に日程第五、推第一号を議題とします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（西峯久美）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明を求めます。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）ただいま上程を頂きました推第一号、人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員であります山脇 豊委員の任期が令和五年六月三十日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、山脇 豊氏の再任の同意をお願いしたく存じます。

同氏は、人格、見識共に高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、令和五年七月一日からの三年間であります。

議員各位には御理解を頂き、御推挙を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉田雅範）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉田雅範）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

○議長（吉田雅範）議事の都合により副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（藤富美恵子）それでは議長の職務を行いますので、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（藤富美恵子）日程第六、発議第二号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（西峯久美）発議第二号 吉田雅範議長に対する議長不信任決議について。

標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和五年三月二十四日提出

提出者	五條市議会議員	山口耕司
賛成者	五條市議会議員	岩本孝
〃	吉田	正

○副議長（藤富美恵子）地方自治法第百十七条の規定により、吉田雅範議員の退場を求めます。

〔吉田雅範議員退場〕

○副議長（藤富美恵子） 提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司） 副議長から発言の許可を頂きましたので、吉田雅範議長に対する議長不信任決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

なお、この決議案は固有名詞を○□△とで記載しておりますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。それでは決議案を朗読させていただきます。

吉田雅範議長に対する議長不信任決議（案）

五條市議会議長吉田雅範氏は、去る二月八日午後一時過ぎ、本人が所属する政党の支部事務所に、市職員を使い、当該市職員を呼出し恫喝した。

内容は、議長吉田雅範氏が職員に対し、「次期市長選挙予定候補の○○を貴方が応援していると聞いた。□□がなった場合、お前冷や飯食わんなんようになる。また、俺は、△△党で□□を応援している。五條市は、地域手当がない、その事はあいつに話している。労組で言われたかて、公務員はしてはいかん。今はこの事、俺の胸に収めておくさかい。」などと恫喝を行った。

このことは、公職選挙法に触れる恐れのある行為であり、議長は公平・公正な立場で職務を遂行するべきで、議長という立場を利用した恫喝行為である。よって五條市議会は、議長吉田雅範氏に対して不信任を決議する。

以上、決議する。

令和五年三月二十四日

五條市議会

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○副議長（藤富美恵子） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。(「八番」の声あり)八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 吉田雅範議長に対する不信任案ですけれども、お話になった内容等どのように確認されたのかお聞かせ願いますか。

○副議長(藤富美恵子) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) 恫喝された職員に直接聞き取りを行い、そしてまた録音を取っておるという話でございましたので、録音を聞かれた方にこの内容を確認してございます。(「八番」の声あり)

○副議長(藤富美恵子) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) それと、これは双方に、このような発言があったかどうかを確認されたのかお答えください。

○副議長(藤富美恵子) 九番山口耕司議員。

○九番(山口耕司) その件に関しましては、予算審査特別委員会ですら議長が弁明を行っておりまして、双方からはいたしておりません。録音テープがあるという話の中で、この内容を決議案として作らせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。(「八番」の声あり)

○副議長(藤富美恵子) 八番福塚 実議員。

○八番(福塚 実) 片方から聞いて……、予算委員会の中で聞かれたということですが、発言の内容については私聞いたような記憶はございません。その辺も含めて、また慎重に審議したいと思っております。

以上です。

○副議長(藤富美恵子) 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長(藤富美恵子) 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件につきまして決議案のとおり賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（藤富美恵子）起立多数であります。

よって本件は決議案のとおり可決されました。

○副議長（藤富美恵子）吉田雅範議長の入場を許可します。

〔吉田雅範議員入場〕

○副議長（藤富美恵子）吉田雅範議長に申し上げます。

議長不信任決議については可決されました。

○副議長（藤富美恵子）以上で、私の職務は終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（吉田雅範）この際、申し上げます。

人見達哉副市長から（「議長」の声あり）発言の申出がありますので、発言を許しております。（「議長」の声あり）山口耕司議員。

○九番（山口耕司）今、議長の不信任案が可決されましたが、議長はそのまま続行されるという立場を取られましたので、私、退席させていただきます。

○議長（吉田雅範）この際、注意いたします。

定足数を欠くに至るおそれがありますので、退席しないようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩に入る

午後二時十五分再開

○副議長（藤富美恵子）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

ただいま議長が議場におりませんので、私が議事を進行いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。

議員各位の質問並びに理事者側の答弁の際はマスクをつけたまま御発言頂き、明瞭、的確をお願いいたします。

なお、演壇で発言される場合は新型コロナウイルス感染症防止対策を施しておりますので、マスクを外していただいても結構でございます。
この際、申し上げます。

人見達哉副市長から発言の申出がありますので、発言を許します。人見副市長。

〔副市長 人見達哉登壇〕

○副市長（人見達哉）ただいま副議長から発言の許可を頂きましたので、退任の御挨拶を申し上げます。

まずは副議長並びに議員各位の御配慮により、このように御挨拶をさせていただく場を頂戴し、心から感謝申し上げます。

皆様既に御承知のとおり、私はこの三月末をもちまして、副市長を退任させていただきましたこととなりました。令和三年四月一日に五條市副市長として赴任して以来、二年間という短い期間ではございましたが、県職員としてのこれまでの経験を生かし、甚だ微力ではございましたが、市長の補佐役として五條市政発展のため、でき得る限り精一杯頑張らせていただきました。これも太田市長をはじめ職員の皆さんの温かいサポート、そして市民の皆様、議員の皆様、多くの関係者の御理解と御協力を賜ったおかげであり、心から感謝申し上げます。

私にとりまして、この二年間は職員の皆さんと共に多岐にわたる行政課題に取り組みさせていただくなど、県職員としては経験できない本当にかけがえのない二年間でありました。四月からは県職員として少し立場は変わりますが、五條市政の発展にお役に立つことがあればありがたいと思っております。

五條市も含め市町村を取り巻く環境は新型コロナウイルス感染症の蔓延や昨今の物価高騰などを契機に、この二、三年で大きく変わってきております。市職員の皆さんには難しい状況が今後まだ数年続くとは思いますが、間違うことを恐れず、新しいことに挑んでいく勇気を

持つて、先日優勝したWBCの日本代表チームのように、部署に関係なく市職員全員が互いに信頼、尊重し合いながら各種課題に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、五條市のますますの御発展と市民の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

二年間、誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤富美恵子）この際、申し上げます。

堀内伸起教育長から発言の申出がありますので、発言を許します。堀内教育長。

〔教育長 堀内伸起登壇〕

○教育長（堀内伸起）失礼をいたします。

ただいま副議長のほうから発言のお許しを頂きましたので、退任の御挨拶を申し上げます。

私が五條市の教育長として着任をいたしましたのは、平成二十三年の十二月でありました。この年は五條市にとって大きな出来事のあった、いわゆる紀伊半島南部の大水害の年でありました。

十二月に赴任をさせられたときに、私が一番感動いたしましたのは、そのときの市民の皆さん、また行政の皆さん、議員の皆さんみんなが一つになって災害の復旧、復興に向けてお取り組みをいただいているときでありました。そうした背景を受けながら、着任をさせられたのですけれども、私としては本当に皆さんの期待にこたえられたのかなと思いますと、いろいろと思ひ起こさせられる部分がありました。しかし、御承知のように学校の適正化、適正規模の改革というのですか、適正化に向けた取組、また幼保一体化に向けた取組、また賀名生分校の市立化に向けた取組、また市史の編さんに向けた方向付け、こういったいろんな仕事をさせていただいたのは大変幸せだなというように思いました。

この十一年三か月を振り返りますと、五條高等学校の三年間の校長としての五條での思い、そんな部分をとかくつなげていくことができらるだろうか、五條市民の皆さんの願いやそんなものの一つでも力になれるだろうか、そんな思いを強く今感じているところがあります。

五條市は素晴らしいまちだと思います。素晴らしい人々がたくさんみんな頑張っていると、私は感じています。どうかこれからますます素晴らしい五條市になりますように、また皆さんのますますの御活躍を期待、また願いたいなと思つているところです。

こうした十一年間を過ごさせていただきましたのは、市民の皆さんはもちろんでありますけれども、議員の皆さん、また市長をはじめ行政の皆さんが下支えをいただいたんだというように強く感じているところです。

今後、四月からは一人の高齢者として地域とつながりながら仕事をしていきたいと思っています。しかし、五條でのこの十一年間を十分に生かしながら、私なりに後の人生を歩んでいきたい、そんな思いでいっぱいであります。

本当に大変ありがとうございました。これからもどうか機会がありましたら、よろしく願いをいたします。（拍手）

○副議長（藤富美恵子） 人見副市長におかれましては令和三年四月一日から副市長として二年にわたり、また堀内教育長におかれましては平成二十三年十二月二十二日から十一年三か月にわたり、本市の発展のため御尽力を頂きましたことに、改めて敬意を表し、衷心より感謝を申し上げます。

また、今期限りで退任を表明されております太田市長におかれましては、平成二十三年四月二十四日から市長として三期十二年にわたり、本市の発展のため誠心御尽力を頂きましたことに改めて敬意を表し、衷心より感謝を申し上げます。

太田市長、人見副市長及び堀内教育長には今後とも御自愛頂きますとともに、ますますの御健勝と御多幸をお祈り申し上げます。
本当にありがとうございました。

○副議長（藤富美恵子） この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配布いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子） 御異議なしと認めます。よって申出どおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

○副議長（藤富美恵子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は二十七日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日これをもって閉会したい

と思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（藤富美恵子）御異議なしと認めます。よって本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和五年度各会計予算をはじめ重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で、閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀）令和五年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

定例会の会期中、本会議や委員会において慎重審議を賜り、令和五年度一般会計予算をはじめ全議案について原案のとおり御議決を頂き、心からお礼を申し上げます。

そして、先ほど藤富副議長から心温まるお言葉を頂きましたこと、改めて感謝申し上げます。

また、人見副市長、そして堀内教育長には大変お世話になりました。改めてお礼を申し上げます。共に五條市政を預かり、共に支えていただいたことを心から感謝し、第二の人生をまたこれから頑張る自分なりの生き方でこれからも邁進していただきたいというふうに思います。

さて、今週は二〇二三年ワールド・ベースボール・クラシックで侍ジャパンが二〇〇九年大会以来、三大会ぶり三度目の世界一に輝き、日本国内は大いに盛り上がりました。

本市出身の読売巨人軍岡本和真選手がチームの一員として出場したわけですが、市役所一階においてパブリックビューイングを実施し、準決勝と決勝を多くの市民の皆さんと共に観戦し、声援を送らせていただきました。

岡本選手は、決勝のアメリカ戦で決勝点となる今大会二本目のホームランを打つなど大活躍され、チームの世界一に大きく貢献されたわけ

であります。

その岡本選手は、本市の観光大使に就任予定で、来月、東京ドームで就任式を行う予定となっております。

これからも本市の誇りである岡本選手を応援するとともに、今後ますますの御活躍を祈念するものであります。

さて、昨年十二月定例会後の記者発表でも申し上げましたが、私は四月二十五日をもって任期満了となり、五條市長を退任いたします。

平成二十三年四月に市長に就任させていただき、三期十二年にわたりふるさと五條市のまちづくりを進めてこられたのも、ひとえに市民の皆さんの御理解と御協力の賜物と心から感謝を申し上げます。

市長に就任し、半年も経たないうちに紀伊半島大水害に見舞われました。八人の尊い命が失われ、三人の方が今も行方不明となっております。

被災直後から国や県をはじめ自衛隊、消防、警察など各方面から復旧・復興に大変大きなお力添えを頂きました。

さらに、多くの方や団体から義援金を頂くなど、心温まる御支援を頂きましたことに、深く感謝を申し上げます。

私は大塔地区の復旧・復興に取り組みながら、市の課題となっている様々な事業にも取り組んでまいりました。厳しい財政状況が続く中、次世代に必要な投資はすべきと考え、国・県の補助金を有効に活用しながら、五條消防署、クリーンオアシス、シダーアリーナ、そして防災力強化棟、エコ・リレーセンターごじよう、養護老人ホーム花咲寮、三つの認定こども園を整備いたしました。

また、幼保一元化、市内小・中学校の学校適正化や、ほかの市町村と連携し、医療、消防、ごみ処理の広域行政にも取り組んでまいりました。

さらに、市村合併以来最も重要な事業の一つとして位置付けられていた新庁舎建設事業についても、有利な財源である合併特例債を活用し、建設費約六十二億円のうち、市の実負担額は約十五億円で、県下初となる国・県・市の集約型庁舎として整備することができました。

このような各事業の財源となる補助金は、私自身が予算の陳情などを精力的に行い、国や県と良好な関係を築いた結果、令和元年度から二年間、市民一人当たりの補助金額として、県内十二市のうち県支出金で一位、国庫支出金で二位の補助金を得ることができました。

市の財政健全化についても取り組んでまいりました。

私が市長に就任する前、平成二十二年度末時点での財政調整基金などの基金残高は約三十六億七千万円でしたが、今年度末見込みでは約五十六億円と、約十九億三千万円増加いたしました。

一方、市の借金に当たる市債残高のうち、地方交付税によって補填されるものを除いた実質の負担額は、平成二十二年度末で約百八十五億五千万円でありましたが、今年度末では約百二億四千万円となり、約八十三億一千万円減少いたしました。

先ほどの基金残高と合わせますと、約百二億四千万円、財政状況が改善されたことになり、次世代への負担を大きく削減することができました。これもひとえに職員が一丸となって成し遂げたことだと思っております。

さらに、令和二年度に県から出されていた財政重症警報も、財政健全化が図られたことにより、昨年十一月に解除されました。

そして、市長としての三期目は、新型コロナウイルス感染症の対策に追われました。ワクチン接種事業については、市医師会や南和広域医療企業団等との関係機関との連携、そして何よりも職員の頑張りによりワクチン接種を迅速に進めることができました。

また、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている市民や事業者への支援事業も、国や県の補助金を活用し、適宜実施してまいりました。この十二年間、不撓不屈の精神を持って全力で職務を全うすることができたのは、市民の皆様のご理解はもとより、議会の皆様や地元自治連合会をはじめとする各種団体、親交のある国会議員の方々や荒井奈良県知事、県議会議員各位の御支援、御協力と、職員の皆さんが一体となって取り組んでいただいたおかげだと、本当に感謝をしているところであります。

今後は、一市民として五條市の行く末を見守りつつ、この十二年間で得た様々な御縁を大切に、五條市のためにお役に立てればと考えております。

最後になりましたが、議員各位には市長在任中、市政推進に格段の御協力を賜り、誠にありがとうございました。

時節柄一層御自愛頂き、市民福祉向上のため、御精励を頂きますようお願い申し上げます。

五條市のますますの発展を祈念し、市長在任十二年間のお礼と退任の挨拶、そして最後となりましたが、定例会閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日に十二年間、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤富美恵子） これをもちまして、令和五年五條市議会第二回三月定例会を閉会いたします。

午後二時三十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署 名 議 員	署 名 議 員	署 名 議 員	議 會 議 長
藤 富 美 恵 子	山 口 耕 司	福 塚 実	吉 田 雅 範